

松阪市豊田農村集落センター基本使用料

(単位：円)

区分	使用区分			
	午前 午前9時から正午 まで	午後 午後1時から午後 5時まで	夜間 午後5時から午後 9時まで	終日 午前9時から午後 9時まで
多目的ホール	2,470	2,970	3,610	7,420
研修室(1)	910	1,030	1,030	1,960
研修室(2)	910	1,030	1,030	1,960
会議室	1,080	1,250	1,250	2,640
生活改善室	1,240	1,470	1,850	3,290
営農研修室	1,230	1,450	1,450	3,230